

**東京大学先端科学技術研究センター 生物多様性・生態系サービス分野  
学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 募集要項**

|        |  |
|--------|--|
| 職名及び人数 | 学術専門職員 1～2名  |
| 契約期間   | 令和8年5月1日以降早い時期 ～ 令和9年3月31日   |
| 更新の有無  | 更新する場合があります。<br>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は3回、在職できる期間は令和12年3月31日を限度とし、以後更新しない。<br>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。   |
| 試用期間   | 採用された日から14日間   |
| 就業場所   | 東京大学先端科学技術研究センター（東京都目黒区駒場4丁目6-1）<br>生物多様性・生態系サービス分野（森研究室）<br>変更の範囲：原則同一部局内   |
| 業務内容   | 生物多様性と生態系サービス分野におけるデータ解析等の業務に従事する。生態学、生態系管理に関する研究技術支援。R・Python等のプログラミングを活用した統計解析、AIに基づく技術支援などができること。<br>変更の範囲：業務上の必要により配置または業務を変更することがある。  |
| 就業時間   | 週1日～週5日（月曜日～金曜日）<br>1日7時間 ※勤務日数、勤務時間は応相談<br>時間外労働を命じることがある。  |
| 休日     | 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）   |
| 休暇     | 年次有給休暇、特別休暇等   |
| 賃金等    | 時給1,600円～2,400円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。<br>通勤手当（原則55,000円/月まで）、超過勤務手当  |
| 加入保険   | 法令の定めにより健康保険(文科省共済)、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入  |
| 応募資格   | 1) 東京大学の公共性を自覚し、使命感を持って働ける方<br>2) 協調性と主体性がある方<br>3) 学位（修士号）を有する、もしくはそれに準ずる実績を有すること<br>4) 基本的なPC操作（Word, Excel, PowerPoint）ができる方<br>5) 当研究室の研究全般に興味を持つ方                                     |
| 提出書類   | 1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。）<br><a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a><br>2) 志望理由の簡潔なコメントと勤務形態の希望（A4用紙1枚） |
| 提出方法   | 上記書類の電子ファイル（PDF）を以下にメール送付すること。題名に「森研究室学術専門職員応募」と付記すること。<br>morilabjimu-group@g.ecc.u-tokyo.ac.jp<br>※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。  |
| 応募締切   | 令和8年3月31日（火）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。<br>対象者が見つかり次第に、締め切る可能性あり。   |
| 問い合わせ先 | 〒153-8904 東京都目黒区駒場4丁目6-1<br>東京大学先端科学技術研究センター 生物多様性・生態系サービス分野 担当：森章<br>TEL: 03-5452-5337 e-mail: morilabjimu-group@g.ecc.u-tokyo.ac.jp  |
| 募集者名称  | 国立大学法人東京大学   |
| 受動喫煙防止 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）   |

|       |   |
|-------|---|
| 措置の状況 |   |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"><li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li><li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li><li>・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はしない。</li><li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li></ul> |